

青森公立大学客員教授の名称付与に関する規程

平成21年4月1日

規程第66号

改正 平成27年 3月規程第15号

(趣旨)

第1条 この規程は、青森公立大学（以下「本学」という。）における客員教授に関し必要な事項を定めるものとする。

(付与の基準)

第2条 客員教授の名称を付与できる者は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、本学の教授と同等以上の資格があると認められた者とする。

- (1) 非常勤講師
- (2) 外国人講師等

(付与の期間)

第3条 客員教授の名称を付与する期間は、本学の職員である期間に限るものとする。

(選考の方法)

第4条 学長は、理事長と協議の上、客員教授の名称付与の必要があると認めたときは、理事会に諮り、その議決を経て名称を付与する。

2 理事会は、前項に係る審議を行うにあたっては、教育研究審議会の意見を徴しなければならない。

(通知)

第5条 客員教授の名称を付与する場合には、書面にその旨を明記して本人に通知するものとする。

(教授会への報告)

第6条 学長は、客員教授の名称を付与した場合は、当該名称を付与された者について、青森公立大学経営経済学部教授会及び青森公立大学経営経済学研究科教授会に速やかに報告するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日前において、学則第8条、第13条及び別表改正に伴う経過措置に関する規程等を廃止する規程（平成21年青森公立大学規程第2号）による廃止前の青森公立大学客員教授の名称付与に関する規程の規定に基づき付与され

た客員教授の名称は、この規程の規定に基づき付与されたものとみなす。

附 則（平成27年規程第15号）

（施行期日）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。